

マネジメントリポート

2006年 1月

今回のテーマ： 新会社法シリーズ ～資本金の考え方～

新会社法では最低資本金制度がなくなります。

資本金を決定するうえでの法律上の実務的なポイントは、つぎのとおりです。

法令	資本金額	取 扱 い
会社法	5億円以上	<ul style="list-style-type: none">・ 会計監査人および監査役（または三委員会）の設置義務あり ： 公認会計士または監査法人による会計監査人と1名以上の監査役を株主総会で選任する必要があります。
法人税法	1億円以下	<ul style="list-style-type: none">・ 軽減法人税率の適用 ： 期末現在資本金1億円以下の法人は、所得金額800万円まで税率22%（通常30%）を適用・ 特別償却の適用 ： 機械などを取得したときに特別償却の適用 資本金3,000万円以下の場合、税額控除との選択適用 ただし、資本金1億円超の法人の子会社は除かれます。・ 交際費の損金算入 ： 年間400万円まで90%を損金算入 税制改正により、資本金の大小にかかわらず、1人あたり5000円までの飲食交際費は、全額損金算入されます。
地方税法	1億円超	<ul style="list-style-type: none">・ 外形標準課税の適用・ 法人住民税、事業税の超過税率の適用 ： 例）東京23区の場合 住民税率 通常17.3% 20.7% 事業税率 通常5～9.6% 5.25～10.08%
消費税法	1,000万円未満	<ul style="list-style-type: none">・ 設立当初2年間は消費税申告義務なし

上記以外に、資本金の大小により、中小企業新事業活動支援法など中小企業支援制度が活用できる場合があります。

支援制度として、経営革新計画の承認を受けた場合、留保金課税の停止や政府金融機関からの融資枠拡大、投資育成会社からの投資等を受けやすくなります。

お見逃しなく！

1. 地方税法における均等割額や外形標準課税の資本割額の計算は、「資本金の額」ではなく、税務上の資本剰余金（資本積立金）を含めた「資本等の額」が算定基礎とされます。
2. 新会社法における純資産の部の資本剰余金と税務上の資本剰余金の金額は異なるケースがあります。